

- U 休日・夜間は民間事業者による大阪府自宅療養者緊急相談センターを整備。
- U 平日・日中について、かかりつけ患者のみならず全ての自宅療養者に対する相談から往診・訪問診療を実施できる体制へ充実を図る。

自宅療養者への相談・診療体制の現状と課題

○現状

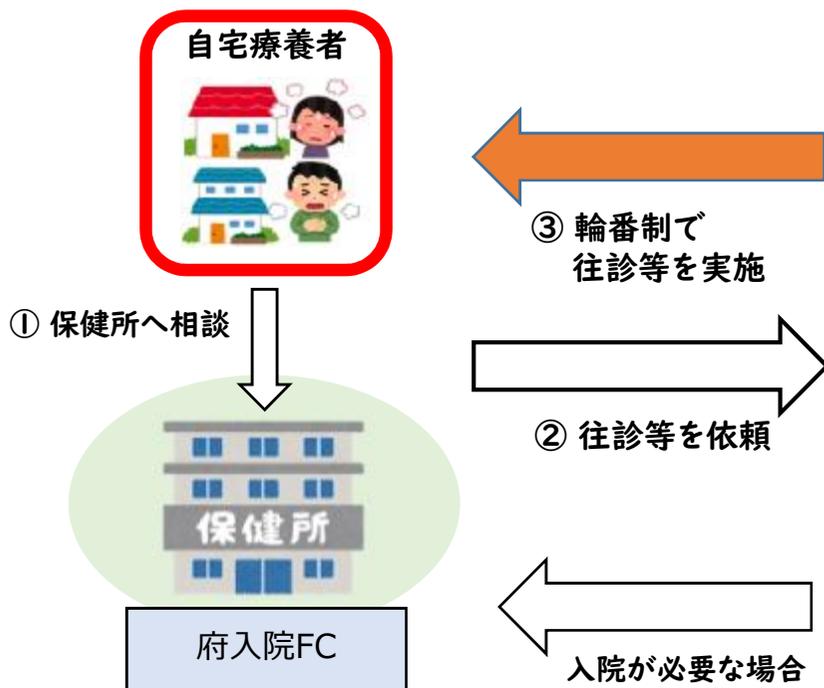
- (1) 協力医療機関におけるオンライン診療及び薬剤処方の実施(450医療機関、1,700薬局)
- (2) 府内全域の保健所で民間派遣会社による休日・夜間の往診等体制を整備(4月23日～)
- (3) 平日・日中は、一部の在宅療養支援病院・診療所等がかかりつけ医として対応

○課題

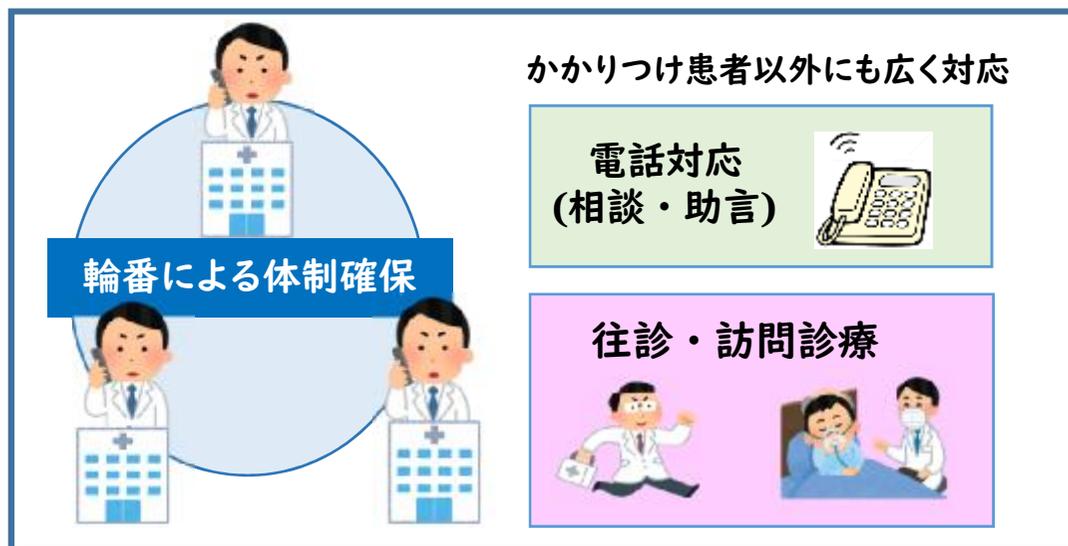
- ・平日・日中の療養体制(特に、かかりつけ医を持たない療養者への診療体制)

【自宅療養者への相談・診療体制】

	平日・日中	休日・夜間
オンライン(診療)	○	○ (2)
オンライン(薬処方)	(1)	
往診・訪問	△ (3)	



【自宅療養者に対する往診・訪問診療のイメージ】

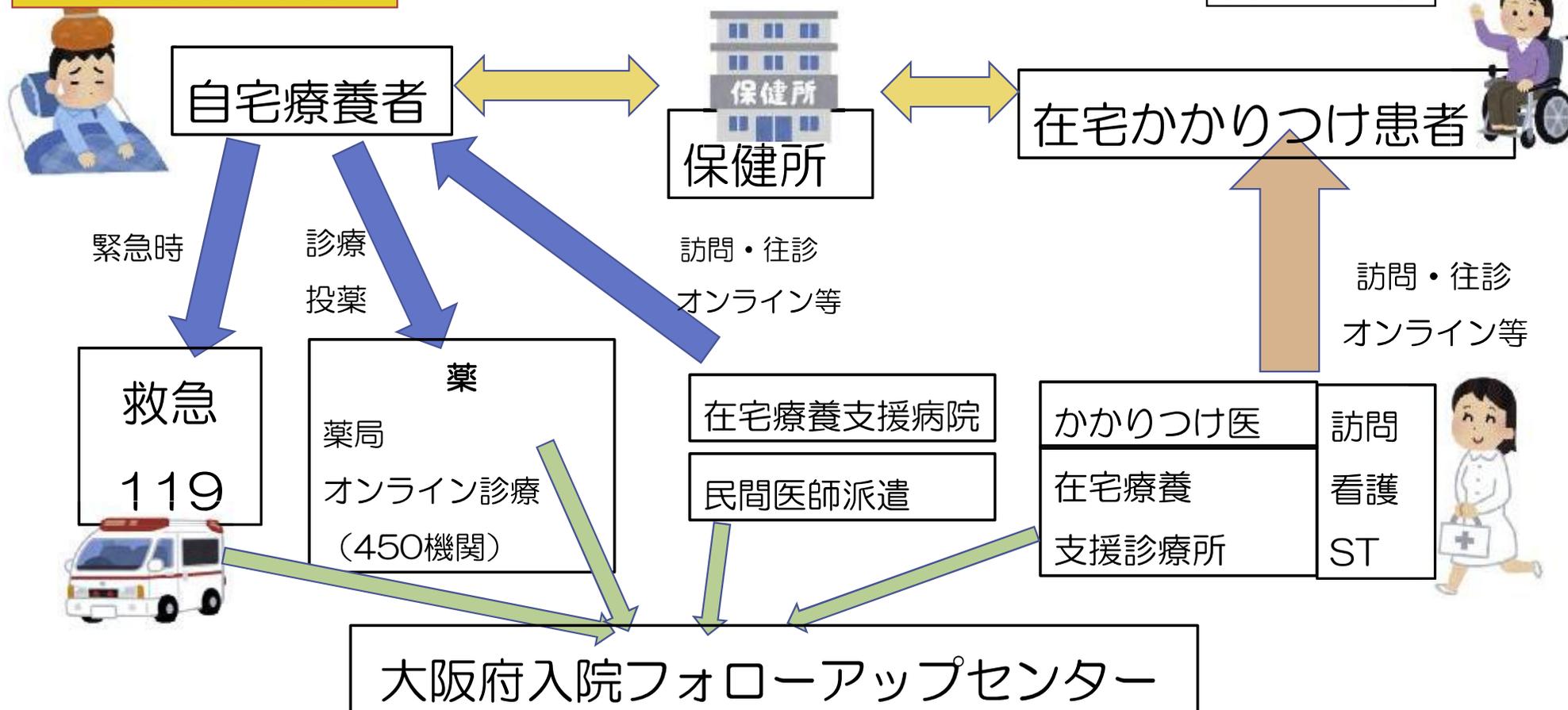


(大阪府による支援)

- ・体制整備時にマスク、ガウン、手袋などの物資を提供(不足時は補充あり)
- ・実際に往診を実施した場合は、15,100円/回の往診実施協力金を支給

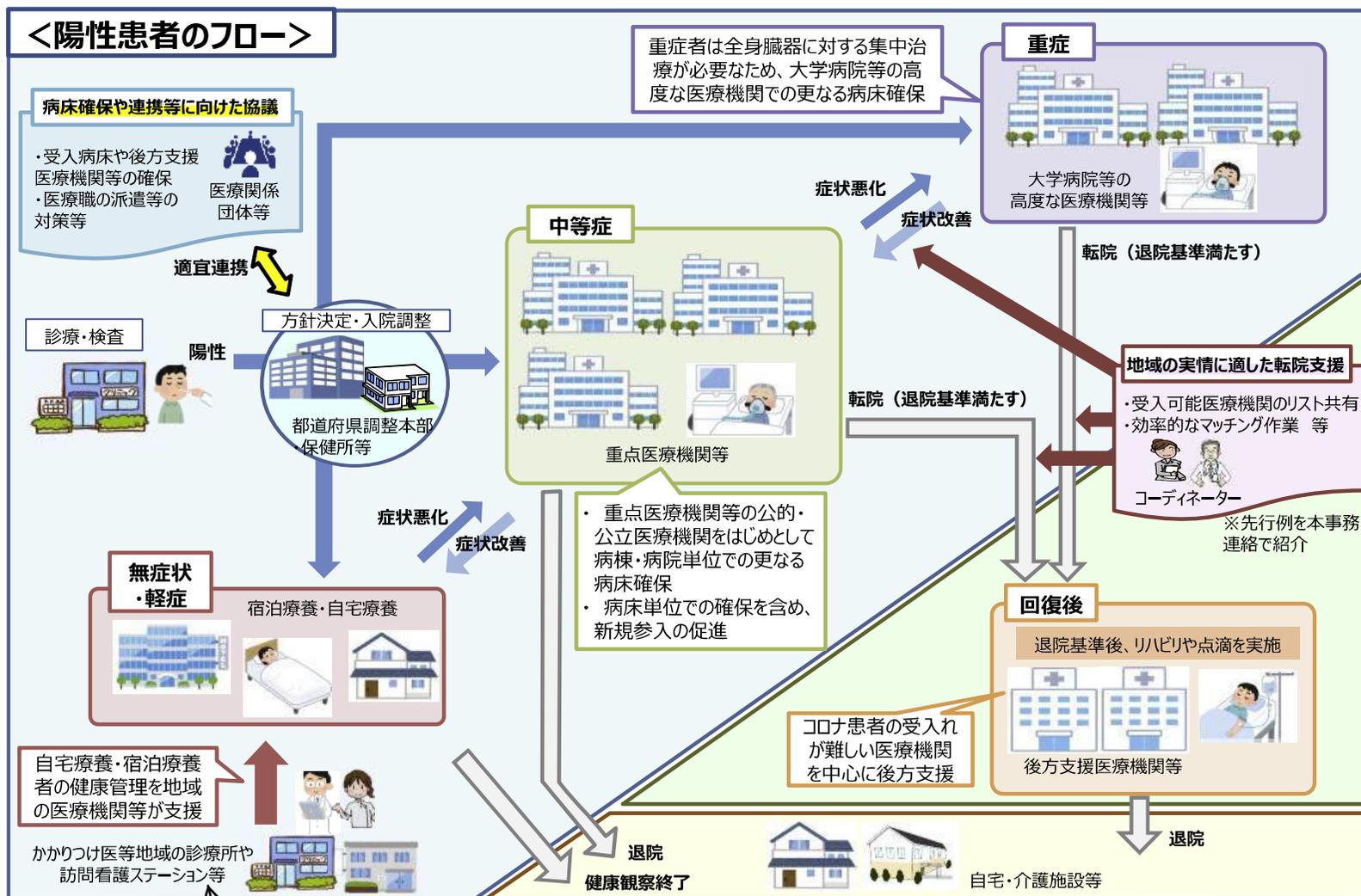
大阪府医師会提案

資料3-2②



- 往診に対する協力金（医師、訪問看護師）、PPE等資器材の供給など【既存】
- 民間医師等派遣会社3社と委託契約（府全域）【既存】
- 在宅かかりつけ患者への訪問看護ステーションに対する支援【新規】
- 在宅療養支援病院への支援【新規】

医療ひっ迫時の地域における医療提供体制の役割分担のイメージ



厚生労働省事務連絡（抜粋）

(2) 自宅療養

② 自宅療養者及び自宅待機者に対する医療の提供

- (略) 地域の医師会や都道府県看護協会、在宅ケアに関する団体等の自宅療養者及び自宅待機者に対する医療の提供を行うことが想定される団体に周知するとともに、自宅療養者及び自宅待機者の求めに応じ、往診等の協力の要請を行うことを検討すること。